

## 仕様書

### 1 件名

大型複合機1式の賃貸借

### 2 契約期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

### 3 納入場所

山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚15（最上川土地改良区1階）  
東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

### 4 機器仕様等

機器仕様については次に掲げるもの又はこれと同等以上のものとする。

なお、機器（付属品を含む。）はスキャナ及びプロッターを制御し、コピー、プリント、スキャンの作業に必要なソフトウェアを搭載したものとする。

#### （1）スキャナ機能

- ア 原稿種類：図面、地図、カラー写真に対応していること。
- イ 原稿サイズ：J I S A 0～A 4 サイズに対応していること
- ウ カラー対応：カラー原稿に対応していること。
- エ 解像度：読み取り 6 0 0 d p i 以上
- オ データ保存形式：P D F、T I F F、J P E Gの保存が可能なこと。
- カ 保存可能メディア：ネットワーク共有フォルダ、U S B
- キ 操作パネル：カラータッチパネル
- ク 縮小拡大コピー：2 5 %～4 0 0 %以上の範囲に対応していること。

#### （2）コピー・プロッター機能

- ア 原稿種類：図面、地図、カラー写真、C A Dデータに対応していること。
- イ プリントサイズ：A 0 版に対応していること。
- ウ インク数：4色以上
- エ 印刷解像度：1, 2 0 0 d p i × 1, 2 0 0 d p i 以上
- オ 給紙方法：ロール紙、手差し
- カ インターフェース：1 0 B a s e - T / 1 0 0 B a s e - T X / 1 0 0 0 B a s e - T
- キ 対応O S：W i n d o w s 1 1 に対応していること。

#### （3）その他

- ア 電源：A C 1 0 0 Vに対応していること。
- イ プリンター：ネットワークよりプリンターとして出力可能なこと。

- ウ カラー／モノクロ：カラー／モノクロ読込の切替えが可能なこと。
- エ 設置面積：幅1, 700mm×奥行き1, 200mm以内（バスケット閉時）
- オ キャスター：キャスター付きであること。
- カ 保証：訪問修理による48箇月保証（プリントヘッドを含む。）

## 5 環境

- （1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準等に適合すること。  
なお、上記は本体に適用されているものとし、付属品はこの限りではない。
- （2）国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。
- （3）リサイクル設計が施されていること。

## 6 環境負荷低減に向けた取組

### （1）環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

### （2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

## 7 保守・保証等

契約期間全般にわたり、機器等を常に良好な状態に保つための保守体制が図られ、品質の保証を行うこと。

### （1）機器等に不具合が生じた場合は、速やかに障害復旧できるように対応すること。

なお、受注者が保守に対応しなければならない時間は平日9時から17時までとし、人員を派遣しなければならない場合は速やかに対応すること。また、下記により不具合が生じた場合を除き、修理等に係る一切の費用は受注者側で負担すること。

- ア 発注者側の故意又は取扱い上の不注意による場合
  - イ 発注者側により改造、修理、分解が行われた場合
  - ウ 天災その他これに類する災害による場合
- (2) 機器等の修理を行う場合は、原則として現地において対応するものとし、機器の引き上げを伴う場合は、早急に修理を行い納品すること。
- (3) 機器等の品質については、受注者がこれを保証し、責任を負うこと。機器等については製造者のいかんに問わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。
- (4) プリントヘッドの供給又は交換を含むこと。

## 8 納入

受注者は、納入機器の動作の確認及び周辺機器と適合することを確認するなど、使用可能な状態にして、3に掲げる納入場所に令和8年3月31日までに搬入するものとし、令和8年4月1日から使用できるように設置すること。

機器等の搬入、設置、設定等に当たっては、システム担当職員と打合せの上、指示に従うこと。  
また、搬入完了後、箱等の梱包材については撤去すること。

## 9 情報セキュリティの確保

- (1) 本調達の受注、施行に当たって知り得た事項については、外部に漏らしてはならない。なお、秘密保全に関する事項は発注者の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了又は解除により契約が終了し、機器等を撤去する場合は、ハードディスク内データの完全消去作業を行い、それに係る経費は受注者において負担すること。  
なお、データの消去方法を事前に提示し、発注者の了承を得ること。  
また、受注者による撤去及びデータ消去に際して、情報漏洩やデータ流出等が生じた場合は、発注者が被った損害について受注者の責任において全てを負担すること。

## 10 その他

- (1) 導入する大型複合機は新品を納入設置すること。
- (2) 納入時に操作説明を行うこと。
- (3) 取扱説明書を添付すること。
- (4) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ担当職員と打合せを行い、対処すること。